

学 振 養 第 1 8 1 号
平成 3 0 年 2 月 9 日

各関係研究機関担当者 殿

独立行政法人 日本学術振興会
理事長 安 西 祐 一 郎
(公 印 省 略)

平成 3 1 年度 (2 0 1 9 年度) 採用分特別研究員 (P D 、 D C) の募集について (通知)

このことについて、本会ホームページ掲載の「日本学術振興会特別研究員 (P D 、 D C) 平成 3 1 年度 (2 0 1 9 年度) 採用分募集要項」(以下、「募集要項」という。) に基づき募集します。

ついては、貴職より関係者に周知していただくとともに、貴機関において応募者がいる場合には、募集要項及び各種チェック要領等の内容に従い、応募に係る手続等必要な事務を行ってください。

本事業では、電子申請システムを利用して受付を行っており、申請書類の提出については、電子申請システムを経由して提出する方法のみとしております。なお、申請件数一覧及び申請リストについては、紙媒体で本会までご提出願います。

また、特別研究員制度における前年度からの主な変更点について別紙のとおりまとめましたので、貴職より関係者へ周知してください。

併せて、掲示用のポスターを本会ホームページに掲載しますので、貴機関内での周知にご活用ください。

記

< 申請受付期間 >

- ・ 申請書提出 (送信) 期限 (電子申請システム) :
平成 3 0 年 6 月 1 日 (金) 1 7 : 0 0 【厳守】
- ・ 申請件数一覧及び申請リスト提出期間 (紙媒体) :
平成 3 0 年 6 月 1 日 (金) ~ 6 月 7 日 (木) 1 7 : 0 0 【必着】

【注意】

- ・ 電子申請システムでは手続きが完了していても、申請件数一覧及び申請リストが期限までに到着しない場合には、申請を受理しません。
- ・ 郵便事情等による提出物の紛失、遅配等については、本会では責任を負いません。

(本件担当)

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5 - 3 - 1
(麹町ビジネスセンター)

独立行政法人日本学術振興会
人材育成事業部研究者養成課

【特別研究員募集・採用担当】

電話 : 03-3263-5070

E-mail : yousei2@jsps.go.jp

<今回募集における主な変更点>

1. 申請、審査、選考日程に関する前年度からの変更点

・審査方針の文言の一部改正について

特別研究員の審査方針について、審査員の検証を行っている本会学術システム研究センターより、現状の審査方針の文言では、論文数の多寡のみをもって評点を付すように、審査員に誤解される懸念があるとのご意見をいただきました。

上記のご意見を受けて、特別研究員ワーキンググループにて議論の上、誤解を避けるために一部文言の改正を行っております。

審査の方法の詳細については「選考方法」を参照してください。

「選考方法」の URL : https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_houhou.html

・申請書様式の変更について

審査方針の文言の一部改正に合わせて、各資格の申請書様式についても項目名を修正しています。

平成 31 年度（2019 年度）採用分特別研究員の各資格への申請の際は、**必ず**新しい申請内容ファイルを本会 HP よりダウンロードして作成してください。旧様式を使用して申請された場合、様式の改変にあたりますので十分にご留意ください。

・選考日程の一部改正について

昨年度までは、面接を免除して採用となる方についても、採用内定予定を経て 12 月の下旬頃に採用内定としておりましたが、採用経験者の方々より、採用内定となるまでの間に採用見込み証明書の発行ができないことで、保育園の申し込み等に不都合が生じているとのご意見をいただきました。

上記のご意見を受け、会内で検討した結果、今年度より面接を免除して採用となる方については 10 月の結果開示の時点で採用内定とし、結果開示時点から採用見込み証明書の発行を受け付けます。

2. 採用後の遵守事項等に関する前年度からの変更点

・各種制限の緩和について

特別研究員については、これまで研究専念義務のもと、報酬受給の制限、海外渡航期間上限の制限および、インターンシップ参加の制限がありましたが、特別研究員採用者からの要望等を踏まえ、平成 30 年 4 月 1 日付けで、上記制限を一部緩和することといたしました。

なお、研究専念義務を緩和するものではありませんので、特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が出ているのではないかと、という疑念を持たれないよう注意してください。

緩和内容の詳細については以下の通知をご参照ください。

平成 30 年 4 月 1 日付け施行 各制限の緩和について（2018 年 1 月 19 日）

https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_keiji.html#180119_1

なお、上記以外にも遵守事項は更新されることがありますので適宜ご参照ください。